

第 9 章 自家用給水設備

第1節 自家用給水設備からの切替え

【基準事項】

自家用給水設備を給水装置に切り替える工事の申込みをしようとする者は、別に定める給水装置工事申込書に必要事項を記載して提出しなければならない。（施行規程第8条）

自家用給水設備を、給水装置に切り替える場合は、次に掲げるところによる。

1 自家用給水設備切替工事

自家用給水設備切替工事とは、次のものをいう。

- (1) 所長が、自家用給水施設を取得したことに伴い、自家用給水設備を給水装置に切り替えるもの。
- (2) 従来井戸水等を飲用に供していた者が、自家用給水設備を給水装置に切り替えるもの。
(井戸・上水併用を含む。)
- (3) 自家用の貯水槽水道を、給水装置に切り替えるもの。

2 自家用給水設備の切替手続

自家用給水設備の切替えを希望するときは、指定工事業者に切替工事の委託を行い、次のとおり申し込む。

- (1) 指定工事業者は、自家用給水設備が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに材料工法規程に規定する基準に適合しているか否かを現場で調査し、原則として申込者又は使用者の立会いのもとに水圧検査を行い、基準に適合しない設備がある場合は、改良工事等について申込者と協議する。
- (2) 指定工事業者は調査の結果、切替えが可能な自家用給水設備について、給水装置工事の申込みを行う。

給水装置工事申込書には、「自家用給水設備切替工事」と記入又は押印し、申請配管図面の使用材料欄には、新設材料と既設切替材料とを区分して記入する。また、図面欄には新設部分を赤実線で、切替部分を黒実線で記入すること。

3 自家用給水設備の切替連絡

自家用給水設備の切替連絡工事は、給水装置工事申込書を提出し、承認を受けた後、自家用給水設備が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに材料工法規程に規定する基準に適合するよう施行した後に行う。

〔参考〕 自家用給水設備切替配管図例

